給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第４号

川崎市多摩区菅２丁目３番２号　サービエマンション　204

再生債務者　大園　雅洋

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年４月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年４月５日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（再ロ）第９号

京都市中京区新町通錦小路下る小結棚町436番地　フィエルテ四条烏丸シュッド　1001

再生債務者　田村　直樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年４月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年４月13日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２７年（再ロ）第３号

愛媛県松山市正円寺３丁目10番16号　ハピュージア正円寺101号

再生債務者　亀田　隆浩

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年４月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年４月13日　　松山地方裁判所民事部

財務省共済組合定款の一部変更について

財務省共済組合定款（平成12年12月20日制定）の一部を次のように変更する。

平成 28 年３月 28 日

財務省共済組合代表者

財務大臣　麻生　太郎

第15条を次のように改める。

第15条　削除

第18条第２号中「施行令第11条の３の４」を「国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号。以下「施行令」という。）第11条の３の４」に改める。

第24条中「第２項及び第３項」を「第４項及び第５項」に、「第69条」を「第69条第１項」に改める。

第28条第１号中「被扶養者」の次に「（以下この号において「組合員等」という。）」を加え、「、健康診査」を「及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援」に改め、「その他の」の次に「組合員等の」を加え、「ための」を「ために」に改める。

第29条第１項の表中「$\frac{40.86}{1,000}$」を「$\frac{38.66}{1,000}$」に、「$\frac{5.21}{1,000}$」を「$\frac{4.82}{1,000}$」に、「$\frac{38.58}{1,000}$」を「$\frac{36.68}{1,000}$」に、「$\frac{43.14}{1,000}$」を「$\frac{40.64}{1,000}$」に、「$\frac{81.72}{1,000}$」を「$\frac{77.32}{1,000}$」に、「$\frac{10.42}{1,000}$」を「$\frac{9.64}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{40.86}{1,000}$」を「$\frac{38.66}{1,000}$」に、「$\frac{5.21}{1,000}$」を「$\frac{4.82}{1,000}$」に、「$\frac{43.14}{1,000}$」を「$\frac{40.64}{1,000}$」に改め、同条第３項中「$\frac{40.86}{1,000}$」を「$\frac{38.66}{1,000}$」に、「$\frac{38.58}{1,000}$」を「$\frac{36.68}{1,000}$」に、「$\frac{43.14}{1,000}$」を「$\frac{40.64}{1,000}$」に、「$\frac{0.75}{1,000}$」を「$\frac{0.96}{1,000}$」に改める。

附　則

1　この変更は、平成28年４月１日から施行する。

2　変更後の第29条第１項から第３項までの規定は、平成28年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。ただし、甲は平成二十七年六月一日付で商号変更してより、旧商号株式会社アストとして掲載されております。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年十一月十九日

掲載頁　五十九頁（号外第二六一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年十一月十六日

掲載頁　六十四頁（号外第二五八号）

平成二十八年四月二十一日

熊本市中央区安政町一番二号

（甲）株式会社カリーノ

代表取締役　馬場　リ　英治

山口県山口市阿知須四八二五番地の一

（乙）阿知須まちづくり株式会社

代表取締役　馬場　英治

合併公告

左記法人は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年四月二十一日

鹿児島市鴨池二丁目八番九号

（甲）税理士法人押井会計事務所

代表社員　押井　啓一

鹿児島県薩摩川内市鳥追町二番二三号

（乙）税理士法人氏郷事務所

代表社員　氏郷　**挢**正

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲はこのビル清掃事業に関して有する権利義務を承継しこのはそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年三月三十一日

掲載頁　八十七頁（号外第七十四号）

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十八年四月一日

掲載頁　七頁

平成二十八年四月二十一日

東京都墨田区太平四丁目一番三号

（甲）東京ヒルサービス株式会社

代表取締役　斎藤　政賢

東京都中央区八重洲一丁目二番一六号

（乙）株式会社東京建物アメニティサポート

代表取締役　矢内　良樹

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙及び丙の空調管事業に関する権利義務を承継し乙及び丙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年六月二十六日

掲載頁　七十頁（号外第一四四号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年六月二十三日

掲載頁　五十四頁（号外第一三九号）

平成二十八年四月二十一日

福岡市中央区白金二丁目五番一〇号

（甲）株式会社福設

代表取締役　渡辺　一男

福岡市東区蒲田二丁目三九番八〇号

（乙）株式会社福東電設

代表取締役　出崎日出世

福岡県久留米市合川町一七七四番地九

（丙）株式会社筑後電設

代表取締役　矢ヶ部　豊

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年四月二十一日

仙台市青葉区五橋一丁目五番二八―一〇〇五号

アイテーアイ合同会社

代表社員　西村　伸一